

災害時協力井戸登録標識

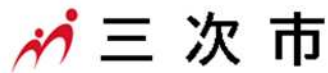
災害時協力井戸

井戸水は、所有者（管理者）の善意で提供していただいています。敷地内に立ち入るときや井戸水を利用する時は、必ず所有者（管理者）の方に確認し、次の【ご利用の際の注意事項】を守ってご利用ください。



【ご利用の際の注意事項】

- 利用できるのは、災害による断水時のみです。
- 利用時間、利用方法は、提供者が指定する方法を順守してください。
- 井戸を長時間占有することなく、利用者同士で譲り合い、トラブルのないようにしてください。
- 井戸水は飲み水としての提供ではありません。清掃やトイレなどの「生活用水」としてのみの利用としてください。
- 提供者が状況により給水を制限したり、中止したりする場合があります。
- 井戸水の利用にあたって、利用者の身体、物品等に被害が生じた場合は、提供者にその責を問うことはできません。
- その他、提供者及び周りの方々の迷惑となるような行為は慎んでください。



災害時に生活用水として提供できる
井戸があります。
飲用には使用できません。

災害時協力井戸

